

島根県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和8年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第291条の6第1項において準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年9月16日

島根県後期高齢者医療広域連合

選挙管理委員会委員長 建部敏紀

- 1 地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

10,591人

- 2 地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

154,925人